

7 県営住宅住戸改善事業

—良質で豊かな住宅づくりを目指して—

1 事業目的

誰もが安心して暮らせる県営住宅のストックとするため、建替事業と共に、既存の住宅のバリアフリー改修を行っている。

2 事業内容

(1) 事業実施住戸

以下の条件を満たしている住戸が、空き家となった場合に改修を実施し、竣工後高齢者向け住戸として管理している。

- ①平成2年度以前に建設された住棟住戸
(平成3年度以降は高齢者対応となっている。)
- ②今後10年間建替予定のない住棟住戸
- ③1、2階又は、エレベーター停止階の住戸

(2) 工事内容

住戸改善事業においては、以下の内容の改善工事を実施している。

(住戸内)

- ①床の段差を解消
- ②手すりを設置
- ③給湯設備を設置 (台所、洗面所、浴室)
- ④トイレ内の改善
- ⑤玄関等の扉の取手をレバーハンドルに取替
- ⑥引戸に大型取手を設置
- ⑦非常通報装置を設置
- ⑧浴室の改善
- ⑨その他改善

(住戸外)

- ①共用階段に手すりを設置

3 事業実績

平成9年度より住戸改善事業を実施しており実績は以下のとおりである。

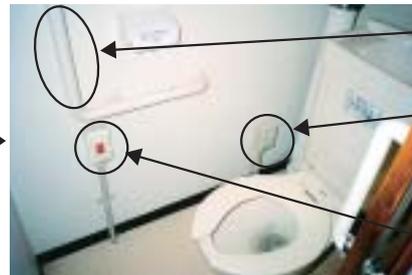
年度	H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15
戸数	100	100	100	100	80	80	80

平成19年度までに880戸を実施する予定である。



敷居の
段差解消

床の段差解消

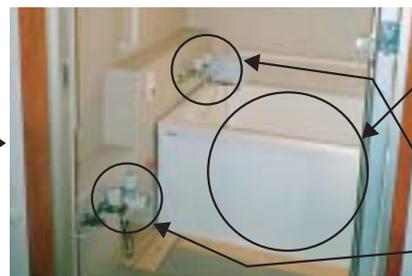


手すりの
設置

暖房便座用
コンセント
設置

非常通知装置
の設置

トイレ内の改善



浴槽の
設置

給湯設備の
設置

浴室の改善